

[平成18年(ネ)第314号 配転無効等確認請求控訴事件]

NTT東日本会社の異職種・遠隔地配転を無効とした 一審判決のとおり、本件控訴を棄却するよう要請します

札幌高等裁判所
第3部民事部 御中

要 請 書

NTT東・西会社は、純粋持株会社NTTの11万人リストラ計画「NTTグループ3ヶ年経営計画」を具体化して、2002年5月東・西会社の100%出資の地域子会社を新設し基本業務を外注化し、51歳以上の社員を「退職・賃下げ再雇用」で強制的に地域子会社に移行させました。「NTTを退職」しなかった社員に対して、本人の状況や家庭状況を全く無視して異職種・遠隔地配転を強行しました。NTTの「50歳退職・賃下げ再雇用」制度は高年齢者雇用安定法や60歳定年制の就業規則に反するものです。

また、「退職」に応じなかった社員に対する不必要で一方的な異職種・遠隔地配転は、会社のいなりにならない社員に対する報復人事であり、見せしめ・嫌がらせそのもので人権侵害です。

一審判決は、原告一人ひとりの配転がいずれも業務上の必要のないものと認め、総額300万円の慰謝料の支払いを命じました。一審判決にもとづき下記のとおり要請しますので本件控訴を棄却する判決をくだされるようお願いするものです。

【要請事項】

- 1、本件の異職種・遠隔地配転は、人権侵害でありいずれも業務上の必要がないものでNTTの社会的責任を問い、控訴を棄却するよう判断してください。
- 2、異職種・遠隔地配転された原告らの甚大なる精神的、肉体的苦痛に対し、NTTを断罪し、NTTが原告に対し正当な補償を行うよう公正に判断してください。
- 3、「NTTグループの3ヶ年経営計画」にもとづく「11万人リストラ」の社会的責任を明らかにして、「50歳退職・賃下げ再雇用」が、高年齢者雇用安定法並びに就業規則に違反し、労働条件の一方的不利益変更として無効であることを明らかにして下さい。

2007年 月 日

要請団体名

代表者名

印

住 所

連絡・署名送付先：通信産業労働組合北海道支部

〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目 NTT大通り4丁目ビル

TEL/FAX 011-219-1965